

相楽郡広域事務組合消費生活相談員 (会計年度任用職員) 募集要項

- 1 募集職種 消費生活相談員 (会計年度任用職員)
- 2 職務内容 消費生活に関する相談・あっせん業務及び普及啓発業務
- 3 応募資格等 本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在、次の(1)(2)の条件に該当していること。

(1)資格 下記①～④のうち、いずれかの要件を満たす者

	資 格	認定する機関等
①	消費生活相談員資格取得者	国家資格
②	消費生活専門相談員	(独)国民生活センター
③	消費生活アドバイザー	(一財)日本産業協会
④	消費生活コンサルタント	(一財)日本消費者協会

(2)その他

- ・パソコン操作ができること。
- ・普通自動車免許を持っていること。

(注) 次に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

地方公務員法第16条の規定に該当する次の方

- ・成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- 4 採用予定人員 1名
- 5 採用予定日 令和5年4月1日
- 6 勤務場所 相楽消費生活センター
京都府木津川市木津上戸15 (相楽会館内)

7 勤務条件

(1)雇用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（年度毎の契約ですが、勤務成績等により更新します。）

(2)勤務日数 週4日（場合によっては、土・日・祝日等の勤務もあります。）

(3)勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

(4)報酬額 月額201,900円（令和4年4月1日現在）

(5)諸手当 期末手当、通勤手当、時間外勤務手当

(6)社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険

(7)その他 年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇有

8 選考方法 書類審査（志望動機と「成年年齢引下げと消費生活相談」に対する考え、400字程度）及び面接 ※面接の日程等については、別途、連絡します。

9 合否の発表 応募者全員に選考結果を郵送で通知します。

10 申込方法 ①受験申込書に②応募資格を証する書類の写しを同封し、申込期間内に持参又は郵送のこと。

提出書類については、返却しません。また、提出いただいた個人情報については、本採用業務以外の目的に使用することはありません。

11 申込期間 令和4年12月20日（火）～令和5年1月13日（金）

12 申込先（問い合わせ先）

〒619-0214

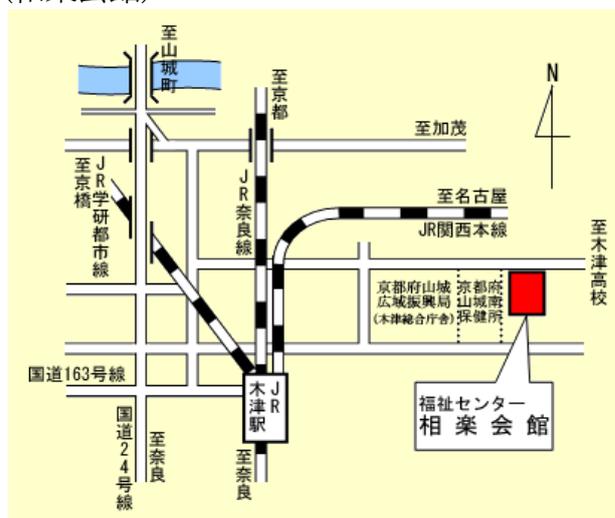
京都府木津川市木津上戸15（相楽会館）

相楽郡広域事務組合事務局

TEL 0774-72-0421

FAX 0774-72-0470

担当：國子（くにこ）



※申込受付場所及び試験会場位置図